

第3四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社アルバック

(E01589)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
① 【株式の総数】	7
② 【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	15
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	15
(4) 【ライツプランの内容】	15
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	15
(6) 【大株主の状況】	15
(7) 【議決権の状況】	16
① 【発行済株式】	16
② 【自己株式等】	16
2 【役員の状況】	16
第4 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
(1) 【四半期連結貸借対照表】	18
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	20
【四半期連結損益計算書】	20
【第3四半期連結累計期間】	20
【四半期連結包括利益計算書】	21
【第3四半期連結累計期間】	21
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	22
【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】	23
【会計方針の変更】	23
【注記事項】	24
【セグメント情報】	27
2 【その他】	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	29
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月13日
【四半期会計期間】	第109期第3四半期（自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社アルバック
【英訳名】	ULVAC, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 小日向 久治
【本店の所在の場所】	神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
【電話番号】	(0467)89-2033
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 佐藤 孔史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目3番1号
【電話番号】	(03)5218-5701
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 中村 孝男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第108期 第3四半期連結 累計期間	第109期 第3四半期連結 累計期間	第108期
会計期間	自平成23年 7月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 7月1日 至平成25年 3月31日	自平成23年 7月1日 至平成24年 6月30日
売上高（百万円）	157,048	114,976	196,804
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△557	2,706	△6,497
四半期純利益又は四半期（当期） 純損失（△）（百万円）	△35,376	415	△49,984
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	△34,913	6,841	△50,486
純資産額（百万円）	56,752	62,413	41,187
総資産額（百万円）	269,817	249,848	249,651
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期（当期）純損失 金額（△）（円）	△716.90	0.44	△1,012.94
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	0.31	—
自己資本比率（％）	19.6	23.3	14.8
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△16,496	6,217	△8,492
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△8,847	△3,803	△11,328
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	10,250	2,254	12,616
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	20,585	34,761	28,180

回次	第108期 第3四半期連結 会計期間	第109期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 1月1日 至平成24年 3月31日	自平成25年 1月1日 至平成25年 3月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△722.01	21.06

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第108期第3四半期連結累計期間及び第108期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、1株当たり四半期（当期）純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用情勢など一部が依然として厳しい状況のまま推移したものの、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果等により個人消費に持ち直しが見られるなど改善の動きが見えてまいりました。米国では、個人消費や設備投資が拡大するなど緩やかな回復傾向にあるものの、引き続き財政問題による下振れリスクが懸念されています。欧州では、高い失業率を背景に全体として弱い動きで推移するとともに、依然として一部の国々における財政の先行きに対する不安が懸念されています。中国では、個人消費の盛り上がり欠けるなど、景気の拡大テンポがやや鈍化してまいりました。

このような状況において、当社グループの主要なおお客様であるフラットパネルディスプレイ(FPD)業界では、テレビ市場の低迷により大型液晶テレビ用の設備投資が引き続き停滞いたしました。モバイル機器向けの中小型液晶ディスプレイ用の設備投資は一服感がみられましたが、次世代ディスプレイとして注目されている有機EL関連の設備投資に動きがでるなど、回復の兆しが見られました。半導体業界では、引き続きPC需要が低迷しているものの、メモリ価格の底打ち感から一部のお客様での投資が再開いたしました。

収益面では、お客様からの継続的な価格引き下げ圧力に加え、競合他社との厳しい価格競争の中、グループ全体での諸経費削減の徹底、設備投資の抑制など固定費を圧縮するとともに、生産コストの削減を図りました。加えて、FPDや半導体業界での受注環境が極めて厳しい状況にあることから、さらなる固定費の削減を図りました。

その結果、当第3四半期連結累計期間につきましては、受注高は、有機ELなどのFPD製造装置関連が寄与したことなどから、1,248億67百万円(前年同四半期比59億77百万円(5.0%)増)となりましたが、売上高は1,149億76百万円(同420億72百万円(26.8%)減)となりました。損益につきましては、売上高が減少したものの、追加コスト発生の低減や固定費の削減に努めたことなどにより、営業利益は29億83百万円(前年同四半期は12億75百万円の営業損失)、経常利益は27億6百万円(前年同四半期は5億57百万円の経常損失)、四半期純利益につきましては4億15百万円(前年同四半期は353億76百万円の四半期純損失)となりました。

当社グループは、前連結会計年度において、「事業構造改革プラン」を策定し、固定費などの損益面におけるマイナス面を削減することを主とした施策を実施いたしました。さらに、当連結会計年度からは、固定費や経費などの削減を引き続き行うことに加え、損益上のプラス要因を増やす事業構造改革を推進しております。

具体的には、蓄積してきた技術力をビジネスに結実させ、収益に結びつける仕組みをつくり、構造変化に対応したビジネスモデルを再構築してまいります。

当社グループは、新たに構造改革推進室を設置、

- 1) コスト競争力の強化
- 2) 価値創造型ビジネスモデルの構築
- 3) 業務改革
- 4) グループ経営管理
- 5) 人事制度改革

等のプロジェクト体制を組織し、全従業員の意識改革を行い、早急に事業構造改革の効果を出すべく努力をいたします。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

「真空機器事業」

真空機器事業を品目別に見ますと次のとおりであります。

(FPD及びPV製造装置)

FPD関連では、アジア地域を中心に大型液晶テレビ用スパッタリング装置の売上を計上、また、モバイル機器に使われる中小型液晶ディスプレイ製造用のスパッタリング装置、プラズマCVD装置などの売上を計上いたしました。受注に関しましては、アジア地域を中心にモバイル機器や照明に使われる有機EL製造装置などが寄与し、前年同期比で増加いたしました。また、大型テレビ用の液晶ディスプレイ製造装置を中国から受注いたしました。

太陽電池(PV)関連では、日本、韓国、台湾向けに化合物系太陽電池製造装置を中心に売上を計上し、高効率結晶系太陽電池製造装置の受注がありましたが、設備投資全体は低迷したままで推移いたしました。

(半導体及び電子部品製造装置)

半導体及び電子部品関連では、PC需要の低迷の影響を受け、メモリ用製造装置などは総じて厳しい状況でした。一方、ロジック用製造装置は後工程だけでなく、前工程向けにスパッタリング装置「ENTRON™-EXシリーズ」を受注いたしました。省エネ対応として照明や液晶ディスプレイ用バックライトなどに使用されるLEDの需要が回復せず、LED製造用エッチング装置や成膜装置などの受注、売上が引き続き低迷いたしました。

(コンポーネント)

コンポーネント関連では、FPDや半導体業界の設備投資が低迷している影響を受け、ドライポンプやクライオポンプ、半導体製造装置用真空ポンプなどの受注が総じて厳しい状況でした。小型ポンプは、分析機器や医療機器関連が堅調に推移いたしました。

(一般産業用装置)

一般産業用装置関連では、自動車部品用の真空熱処理炉や漏れ検査機などに加え、医薬品用凍結真空乾燥装置などの受注が堅調に推移いたしました。

その結果、真空機器事業の受注高は991億27百万円、受注残高は681億20百万円、売上高は882億94百万円となり、21億11百万円の営業利益となりました。

「真空応用事業」

真空応用事業を品目別に見ますと次のとおりであります。

(材料)

液晶ディスプレイ用スパッタリングターゲット材料関連では、パネルメーカーの稼働率は回復してきたものの、引き続き厳しい状況で推移し、加えて半導体関連も生産調整による減産の影響を受け、受注、売上が低迷いたしました。

(その他)

制御システム関連では、日本の自動車業界を中心に売上を計上いたしました。中国向けの受注が低迷いたしました。分析機器関連では、日本の民間企業や大学、欧米の民間企業などの研究機関向けを中心として堅調に推移いたしました。また、マスクブランクス事業は、スマートフォンやタブレットPC関連が好調であったため、中小型液晶ディスプレイやタッチパネル用途を中心に堅調に推移いたしました。

その結果、真空応用事業の受注高は257億40百万円、受注残高は97億14百万円、売上高は266億83百万円となり、7億95百万円の営業利益となりました。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益、減価償却費、売上債権の減少、たな卸資産の減少などのプラス要因に対し、仕入債務の減少、前受金の減少、受注損失引当金の減少、特別退職金の支払などのマイナス要因により、62億17百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形及び無形固定資産の取得による支出などにより、38億3百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

株式の発行による収入、短期借入金の増加、長期借入金の減少、コマーシャル・ペーパーの減少などにより、22億54百万円の収入となりました。

以上により、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ、65億81百万円増加し、347億61百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、38億6百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設等のうち、愛発科真空技術(蘇州)有限公司における工場建設及び生産設備増強は、平成24年12月に完了いたしました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
A種種類株式	1,500
B種種類株式	37,500
計	100,039,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,355,938	49,355,938	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
A種種類株式 (当該種類株式は行使価額修正 条項付新株予約 権付社債券等 あります。)	1,500	1,500	非上場	(注) 1～3 単元株式数 1株
計	49,357,438	49,357,438	—	—

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

① 修正基準

取得価額算定期間(下記3.(4)④に定義する。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値の95%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とします。なお、取得価額算定期間中に下記3.(4)⑤に規定する事由が生じた場合、VWAPの平均値は下記3.(4)⑤に準じて当社が適当と判断する値に調整されます。

② 修正頻度

平成25年11月1日以降、毎年5月1日及び11月1日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限並びに資金調達額の下限

① 取得価額の下限

375円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

41,595,555株

③ 資金調達額の下限

15,000,000,000円(取得価額の修正により資金調達額は変動しません。)

(4) 当社の決定によるA種種類株式の全部または一部の取得を可能とする旨の条項の有無

A種種類株式には、平成24年9月29日(同日を含む。)以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の35取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる取得条項が付されております。

上記(1)乃至(4)の詳細は、下記注3.(4)及び(5)をご参照下さい。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- ① 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
各所有者は、金銭及びB種種類株式対価取得請求の効力が生じる日の45取引日前までに、割当予定先が当社に対して、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求を行う意向を有している旨並びにそのA種種類株式数を書面により通知（当該通知は撤回することができない。）すること。
 - ② 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
 - ③ 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
 - ④ その他投資家の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
3. A種種類株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 剰余金の配当
 - ① A種期末配当金
当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）及びB種種類株式を有する株主またはB種種類株式の登録株式質権者（両者を併せて以下「B種種類株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、下記②に定める配当年率（以下「A種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「A種期末配当金」という。）の配当をする。なお、A種期末配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - ② A種配当年率
平成27年6月30日までの期間においては3.5%とし、平成27年7月1日以降の期間においては4.0%とする。
 - ③ 非参加条項
A種種類株主等に対しては、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。
 - ④ 累積条項
ある事業年度においてA種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、A種期末配当金並びに普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して支払う。
 - (2) 残余財産の分配
 - ① 残余財産の分配
当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等及びB種種類株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記③に定める経過A種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「A種残余財産分配額」といい、以下同様とする。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - ② 非参加条項
A種種類株主等に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。
 - ③ 経過A種配当金相当額
A種種類株式1株当たりの経過A種配当金相当額は、A種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を360で除して得られる額をいう。ただし、かかる計算上1ヶ月を30日、1年を12ヶ月からなる360日として（1ヶ月に満たない場合は経過日数を基準として）計算するものとする。
 - (3) 議決権
A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

① 株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成24年9月29日（同日を含む。）以降いつでも、当社に対して、下記②に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種転換請求」という。）、当社は、当該A種転換請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、下記②に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に對して交付するものとする。

② A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種転換請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記③乃至⑤で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本②においては、上記(2)③に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「A種転換請求が効力を生じた日」と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、A種転換請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」という。）第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

③ 当初取得価額

578円

④ 取得価額の修正

取得価額は、平成25年11月1日（同日を含む。）以降の毎年5月1日及び11月1日（以下「A種修正日」という。）に、A種修正日における時価（以下に定義する。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。ただし、当該価額が1,156円（以下「A種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はA種上限取得価額とし、375円（以下「A種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。

「A種修正日における時価」とは、各A種修正日に先立つ30連続取引日（以下、本④において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記⑤に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記⑤に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

⑤ A種取得価額等の調整

(ア) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、A種上限取得価額及びA種下限取得価額（併せて以下「A種取得価額等」という。）を調整する。

A. 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後A種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

B. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、A種取得価額等を調整する。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

C. 下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本⑤において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「A種取得価額等調整式」という。）によりA種取得価額等を調整する。調整後A種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- D. 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本Dにおいて同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Dにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- E. 行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Eにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本EによるA種取得価額等の調整は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A乃至Cのいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後A種取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額等の調整を適切に行うものとする。
- A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにA種取得価額等の調整を必要とするとき。
- B. A種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のA種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- C. その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額等の調整を必要とするとき。
- (ウ) A種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (エ) A種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後A種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (オ) A種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額等と調整前A種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

⑥ A種転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 本店（証券代行受付）

⑦ A種転換請求の効力発生

A種転換請求の効力は、A種転換請求に要する書類が上記⑥に記載するA種転換請求受付場所に到達したときに発生する。

⑧ 普通株式の交付方法

当社は、A種転換請求の効力発生後、当該A種転換請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭対価取得条項

当社は、平成24年9月29日（同日を含む。）以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の35取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（A種種類株式の一部を取得する時は、比例按分の方法による。）ものとし（以下「金銭対価償還」という。）、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に（i）A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記②に定める償還係数を乗じて得られる額並びに（ii）A種累積未払配当金相当額及び上記(2)③に定める経過A種配当金相当額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本①においては、上記(2)③に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

② 償還係数

償還係数は、金銭対価償還日が（i）平成24年9月29日（同日を含む。）から平成28年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては1.15、（ii）平成28年10月1日（同日を含む。）から平成29年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては1.20、（iii）平成29年10月1日（同日を含む。）以降においては1.25とする。

(6) 金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権

① 金銭及び株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成27年10月1日（同日を含む。）以降いつでも、当社に対して金銭及びB種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭及び株式対価取得請求」という。）、当社は、当該金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭及び下記②に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本①においては、上記(2)③に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該金銭及び株式対価取得請求が効力を生じた日」（以下「金銭及び株式対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。ただし、当該金銭及び株式対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、金銭及び株式対価取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいい、以下同様とする。）を超える場合には、金銭及び株式対価取得請求日における分配可能額を限度として、金銭及び株式対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

② A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数

上記①によるA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、金銭及び株式対価取得請求日が、（i）平成27年10月1日（同日を含む。）から平成28年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に15を乗じて得られる数、（ii）平成28年10月1日（同日を含む。）から平成29年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に20を乗じて得られる数、（iii）平成29年10月1日（同日を含む。）以降においては、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に25を乗じて得られる数とする。また、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

③ 取得請求受付場所等

上記(4)⑥及び(4)⑦の規定は、本(6)による金銭及び株式対価取得請求の場合に準用する。

(7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

① 株式の併合または分割

当社は、A種種類株式について株式の併合または分割は行わない。

② 募集株式の割当て等

当社は、A種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. B種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

① B種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記(2)①に定めるB種残余財産分配額に、下記②に定める配当年率（以下「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B種期末配当金」という。）の配当をする。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② B種配当年率

B種配当年率は、B種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの剰余金の配当の総額をB種期末配当基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ30連続取引日（以下、本②において「B種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B種配当年率算定期間中に下記(4)⑤に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記(4)⑤に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

③ 非参加条項

B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

④ 非累積条項

ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(2) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たり100,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

① 株式対価取得請求権

B種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記②に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種転換請求」という。）、当社は、当該B種転換請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、下記②に定める数の普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

② B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種転換請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記③乃至⑤で定める取得価額で除して得られる数とする。また、B種転換請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

③ 当初取得価額

578円

④ 取得価額の修正

取得価額は、平成27年11月1日（同日を含む。）以降の毎年5月1日及び11月1日（以下「B種修正日」という。）に、B種修正日における時価（以下に定義する。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。ただし、当該価額が781円（以下「B種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とし、375円（以下「B種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とする。

「B種修正日における時価」とは、各B種修正日に先立つ30連続取引日（以下、本④において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記⑤に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記⑤に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

⑤ B種取得価額等の調整

(ア) 平成24年9月29日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、B種上限取得価額及びB種下限取得価額（併せて以下「B種取得価額等」という。）を調整する。

A. 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりB種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後B種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

B. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、B種取得価額等を調整する。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

C. 下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本⑤において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「B種取得価額等調整式」という。）によりB種取得価額等を調整する。調整後B種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- D. 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本Dにおいて同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Dにおいて同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- E. 行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Eにおいて同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本EによるB種取得価額等の調整は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A乃至Cのいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後B種取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、B種取得価額等の調整を適切に行うものとする。
- A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにB種取得価額等の調整を必要とするとき。
- B. B種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のB種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- C. その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額等の調整を必要とするとき。
- (ウ) B種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (エ) B種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後B種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (オ) B種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後B種取得価額等と調整前B種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、B種取得価額等の調整はこれを行わない。
- ⑥ B種転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 本店(証券代行受付)

⑦ B種転換請求の効力発生

B種転換請求の効力は、B種転換請求に要する書類が上記⑥に記載するB種転換請求受付場所に到達したときに発生する。

⑧ 普通株式の交付方法

当社は、B種転換請求の効力発生後、当該B種転換請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(5) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

① 株式の併合または分割

当社は、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。

② 募集株式の割当て等

当社は、B種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日	—	49,357,438	—	20,873	—	—

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容の確認ができないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種種類株式 1,500	—	優先株式の内容は、「(1)株式の総数等の「②発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,900	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 49,323,900	493,239	—
単元未満株式	普通株式 29,138	—	—
発行済株式総数	49,357,438	—	—
総株主の議決権	—	493,239	—

② 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
(株)アルバック	茅ヶ崎市萩園2500	2,900	—	2,900	0.01
計	—	2,900	—	2,900	0.01

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年7月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,397	35,086
受取手形及び売掛金	※2 64,806	※2 62,848
商品及び製品	4,701	5,784
仕掛品	39,115	36,215
原材料及び貯蔵品	13,413	13,374
繰延税金資産	1,355	1,473
その他	6,084	3,781
貸倒引当金	△635	△559
流動資産合計	157,236	158,001
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	40,162	41,336
機械装置及び運搬具（純額）	15,264	15,093
工具、器具及び備品（純額）	1,714	1,622
土地	9,592	9,592
リース資産（純額）	763	573
建設仮勘定	6,468	5,709
有形固定資産合計	73,963	73,925
無形固定資産		
のれん	133	100
リース資産	69	140
ソフトウェア	1,812	1,571
その他	3,705	3,774
無形固定資産合計	5,719	5,585
投資その他の資産		
投資有価証券	4,055	3,651
差入保証金	1,959	1,787
繰延税金資産	2,159	2,193
その他	5,030	4,805
貸倒引当金	△469	△99
投資その他の資産合計	12,734	12,338
固定資産合計	92,416	91,847
資産合計	249,651	249,848

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 30,690	※2 30,130
短期借入金	82,682	85,600
コマーシャル・ペーパー	10,000	—
リース債務	906	733
未払法人税等	779	579
前受金	10,336	10,976
繰延税金負債	487	566
賞与引当金	1,208	3,397
役員賞与引当金	196	164
製品保証引当金	1,631	1,723
受注損失引当金	7,549	4,119
その他	18,054	※2 8,427
流動負債合計	164,518	146,414
固定負債		
社債	40	30
長期借入金	27,492	25,371
リース債務	960	698
繰延税金負債	689	672
退職給付引当金	12,365	12,190
役員退職慰労引当金	803	755
資産除去債務	342	337
その他	1,255	969
固定負債合計	43,946	41,022
負債合計	208,464	187,436
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,873	20,873
資本剰余金	22,100	37,100
利益剰余金	845	1,257
自己株式	△11	△10
株主資本合計	43,807	59,220
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△48	178
為替換算調整勘定	△6,701	△1,270
その他の包括利益累計額合計	△6,749	△1,092
少数株主持分	4,128	4,284
純資産合計	41,187	62,413
負債純資産合計	249,651	249,848

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
売上高	157,048	114,976
売上原価	130,641	88,625
売上総利益	26,407	26,351
販売費及び一般管理費	27,682	23,368
営業利益又は営業損失(△)	△1,275	2,983
営業外収益		
受取利息	174	122
受取配当金	115	151
受取手数料	81	102
受取賃貸料	77	94
受取補償金	735	—
為替差益	324	632
その他	1,090	929
営業外収益合計	2,596	2,030
営業外費用		
支払利息	1,222	1,199
持分法による投資損失	276	13
その他	381	1,095
営業外費用合計	1,878	2,307
経常利益又は経常損失(△)	△557	2,706
特別利益		
補助金収入	77	91
固定資産売却益	—	92
その他	33	4
特別利益合計	110	187
特別損失		
固定資産売却損	—	97
関係会社株式評価損	—	145
関係会社株式売却損	—	155
関係会社出資金評価損	—	91
事業構造改善費用	18,413	—
その他	290	231
特別損失合計	18,703	719
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△19,149	2,174
法人税、住民税及び事業税	2,096	1,499
法人税等調整額	13,638	△82
法人税等合計	15,735	1,417
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△34,884	757
少数株主利益	492	342
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△35,376	415

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△34,884	757
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	52	242
為替換算調整勘定	△74	5,851
持分法適用会社に対する持分相当額	△7	△9
その他の包括利益合計	△29	6,084
四半期包括利益	△34,913	6,841
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△35,402	6,072
少数株主に係る四半期包括利益	489	769

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△19,149	2,174
減価償却費	6,904	6,063
事業構造改善費用	18,413	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△87	△466
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,454	2,197
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△289	△203
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	36	△49
製品保証引当金の増減額(△は減少)	20	△4
受注損失引当金の増減額(△は減少)	3,360	△3,448
受取利息及び受取配当金	△289	△273
支払利息	1,222	1,199
売上債権の増減額(△は増加)	△871	6,517
たな卸資産の増減額(△は増加)	△3,871	4,326
仕入債務の増減額(△は減少)	△15,506	△2,352
前受金の増減額(△は減少)	△3,873	△1,077
未払消費税等の増減額(△は減少)	432	△1,228
その他	△426	281
小計	△12,521	13,660
利息及び配当金の受取額	281	269
利息の支払額	△1,208	△1,182
特別退職金の支払額	—	△4,855
法人税等の支払額	△3,048	△1,674
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,496	6,217
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△260	△228
定期預金の払戻による収入	360	164
有形及び無形固定資産の取得による支出	△9,418	△4,616
関係会社株式の取得による支出	—	△123
関係会社株式の売却による収入	—	399
その他	472	600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,847	△3,803
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	6,567	3,099
コマーシャル・ペーパーの純増減額(△は減少)	—	△10,000
長期借入れによる収入	18,641	9,200
長期借入金の返済による支出	△13,421	△13,397
株式の発行による収入	—	15,000
配当金の支払額	△3	△1
その他	△1,535	△1,648
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,250	2,254
現金及び現金同等物に係る換算差額	△44	1,738
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△15,137	6,406
現金及び現金同等物の期首残高	35,722	28,180
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	175
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 20,585	※ 34,761

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、(株)アルバック・コーポレートセンターについては清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。また、第2四半期連結会計期間より、シグマテクノス(株)については清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、三弘アルバック(株)については当社が保有する株式の一部を売却し、持分比率が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

第1四半期連結会計期間より、連結子会社のうち、ULCOAT TAIWAN, Inc. については決算日を3月31日から6月30日に変更し、Physical Electronics USA, Inc. については決算日を5月31日から6月30日に変更しております。

これらの変更による影響額につき、四半期連結損益計算書においては、平成24年7月1日から平成25年3月31日の9ヶ月分を反映しております。また、平成24年4月1日から6月30日の3ヶ月分の純資産の変動、並びに平成24年6月1日から6月30日の1ヶ月分の純資産の変動については、四半期連結貸借対照表の「利益剰余金」に反映し、四半期連結キャッシュ・フロー計算書では、同期間にかかる現金及び現金同等物の増加額を「連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
ULVAC GmbH	35百万円	81百万円 (EUR28千) (78百万円)
アルバックヒューマンリレーションズ(株)	7	4

連結会社以外の会社の金融機関からのリース債務に対し、次のとおり保証予約を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
寧波愛発科精密铸件有限公司	6百万円	一百万円

※2 期末日満期手形の処理

当第3四半期連結会計期間の末日は、金融機関の休日ではありますが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当第3四半期連結会計期間末残高から除かれている当第3四半期連結会計期間末日満期手形は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
受取手形	1,010百万円	336百万円
支払手形	1,035	531
流動負債「その他」(設備関係支払手形)	—	3

3 コミットメントライン契約

当社は、以下のとおり貸出コミットメント契約を締結しております。

	前連結会計年度 (平成24年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)	
当社は、銀行8行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。		当社は、銀行8行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	50,000百万円	貸出コミットメントの総額	50,000百万円
借入実行高	24,650	借入実行高	34,300
差引額	25,350	差引額	15,700

前連結会計年度

平成24年6月期において、上記のコミットメント契約の内1行との契約は下記財務制限条項に抵触しておりますが、取引銀行より、当該財務制限条項への抵触による期限の利益喪失請求権を放棄する旨の報告書を受領しております。

この契約に基づく当連結会計年度末における借入実行高は以下のとおりであります。

借入実行高 2,600百万円

- (1) 各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表に示される純資産の部の金額について、平成23年6月期の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の80%及び直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%のいずれか高い方の金額を維持すること。
- (2) 平成24年6月期以降の本決算期の末日における連結の損益計算書について、営業損益の金額が2期連続して損失とならないようにすること。
- (3) 平成24年6月期以降の本決算期の末日における連結の損益計算書について、経常損益の金額が2期連続して損失とならないようにすること。

シンジケートローン契約

前連結会計年度

連結子会社において財務制限条項を付されたシンジケートローン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における借入実行高は以下のとおりであります。

借入実行高 1,260百万円

上記の契約には借入人及び保証人に対し財務制限条項が付されております。

(借入人)

- (1) 平成22年6月期以降の決算期(中間期は含まず。)の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 平成22年6月期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示されている経常損益が平成22年6月期以降の各年度の決算期のみを通算して2期連続して損失とならないようにする。

(保証人)

- (1) 各年度の決算期(中間期は含まず。)の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額(ただし、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び為替換算調整勘定の合計金額を除く)を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 各年度の決算期における単体及び連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

平成24年6月期において、保証人たる(株)アルバックが上記財務制限条項に抵触していますが、取引銀行より、当該財務制限条項への抵触による期限の利益喪失請求権を放棄する旨の報告書を受領しております。

なお、リース契約についても同様の財務制限条項に抵触していますが、取引リース会社より当該財務制限条項への抵触による期限の利益喪失請求権を放棄する旨の報告書を受領しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成24年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	21,041百万円	35,086百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△455	△324
現金及び現金同等物	20,585	34,761

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成24年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

(1) 当社は、平成24年9月27日開催の定時株主総会における決議に基づき、平成24年9月27日をもって下記のとおり資本準備金の額の減少を行いました。

資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えております。

資本準備金の減少額	22,100,419,017円
その他資本剰余金の増加額	22,100,419,017円

(2) 当社は、平成24年9月28日にA種種類株式の発行に伴う資金が払い込まれたことに伴い、会社法第447条第1項乃至第3項及び会社法第448条第1項乃至第3項の規定に基づき、下記のとおり振り替えております。

① 資本金及び資本準備金の額の増加

資本金の増加額	7,500,000,000円
資本準備金の増加額	7,500,000,000円

② 資本金及び資本準備金の額の減少並びにその他資本剰余金の額の増加

資本金の減少額	7,500,000,000円
資本準備金の減少額	7,500,000,000円
その他資本剰余金の増加額	15,000,000,000円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成23年7月1日至平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	真空機器事業	真空応用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	129,148	27,900	157,048	—	157,048
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,228	2,421	5,649	(5,649)	—
計	132,376	30,321	162,697	(5,649)	157,048
セグメント利益又は損失(△)	△2,569	1,309	△1,259	△16	△1,275

(注) 1. 調整額は、セグメント間取引消去額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「真空機器事業」セグメントにおいて、当初想定していた収益が見込めなくなった事業用資産、並びに遊休資産について、それぞれの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては4,231百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	真空機器事業	真空応用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	88,294	26,683	114,976	—	114,976
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,166	1,160	2,326	(2,326)	—
計	89,459	27,843	117,302	(2,326)	114,976
セグメント利益	2,111	795	2,905	78	2,983

(注) 1. 調整額は、セグメント間取引消去額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成25年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額(△)	△716円90銭	44銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△)(百万円)	△35,376	415
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	394
(うち優先配当額(百万円))	—	(394)
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額(△)(百万円)	△35,376	22
普通株式の期中平均株式数(千株)	49,346	49,347
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	394
(うち優先配当額(百万円))	—	(394)
普通株式増加数(千株)	—	20,538
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	—	—

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成25年5月13日

株式会社アルバック

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 齊藤 剛
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 田邊 晴康
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 椎野 泰輔
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルバックの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年7月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルバック及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。